

住民登録をしている住所地以外にお住まいの方へ

旅券の申請は、住民登録をしている住所地の都道府県で行うことが原則ですが、単身赴任や学生の方などを対象に、特定の理由があれば、例外的に住民登録地以外の都道府県で申請することができます（このことを居所申請といいます）。

対象者

- (1) 学生及び生徒
- (2) 単身赴任者、長期（概ね6か月以上）出張者
- (3) 一時帰国者
- (4) 船員（寄港地上陸の船員）
- (5) その他外務大臣が居所申請を適当と認めた場合に該当する者
（例：自然災害などで一時的に避難している場合など）

条件

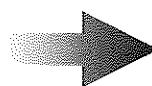
住民登録をしている住所地に生活の基盤があり、なおかつ次の①又は②の条件を充たしていることが必要です。

- ① 住民登録をしている住所地が居所から遠距離にあり、当該住所地の都道府県において旅券の発給を受けるには、申請者に多大の困難又は負担を強いることになると認められる場合。
- ② 住民登録をしている住所地において、旅券の発給を受けるには、出発日に間に合わないことが確実で、申請者の責任に帰せられる事情がなく、かつ渡航を延期することが困難と認められる場合。

香川県以外に住んでおられる方で、上記の対象者、条件に適合すると思われる方は、現在、居所として住んでおられる都道府県旅券事務所に確認してください。

- 居所申請に該当するかどうか確認してください。
- 都道府県によって若干取扱いが異なる場合がありますので、詳しく事情を説明の上、必要書類をご確認ください。

居所申請する際の注意・必要書類



裏面に続く

注意事項

(1) 住民票が必要です。

香川県以外に住民登録をしているので、住基ネットで住所確認ができません。必ず住民票をお持ちください。

(2) ~~住所確認用はがきは、住民登録の住所地にお送りします。~~

~~一時帰国の方以外は、はがきを住民票どおりの住所にお送りします。はがきは転送できませんので、ご家族から郵送してもらうなどして、パスポートの受け取りの際には必ずお持ちください。はがきをお持ちいただいていない場合は、パスポートは交付できません。日数に余裕をもって申請してください。~~

(3) 代理申請はできません。

必ず申請者ご本人が窓口にお越しください。

必要事項

申請に必要な書類は「旅券（パスポート）申請のご案内」をご覧ください。

対象者	パスポート申請に通常必要な書類に加え必要なもの
学生及び生徒 (専修学校、各種学校を含む)	<ul style="list-style-type: none">・ 居所申請申出書 (窓口に様式があります)・ 学生証又は在学証明書 (学生証に居所の記載がない場合は、賃貸契約書等が必要です)
単身赴任者及び長期出張者	<ul style="list-style-type: none">・ 居所申請申出書 (窓口に様式があります)・ 所属会社等が発行した居所証明書 (窓口に様式があります)
一時帰国者 (日本に住所を有していない方)	<ul style="list-style-type: none">・ 一時帰国者用居所申請申出書 (窓口に様式があります)・ 外国に居住していることを確認できるもの 例) 査証又は再入国許可のある旅券 外国人登録証 永住許可証 (用意できない場合は、ご相談ください)
船員 (寄港地に上陸されている方)	<ul style="list-style-type: none">・ 居所申請申出書 (窓口に様式があります)・ 船員手帳及び所属会社等が発行した居所証明書 (窓口に様式があります)
その他 (上記対象者以外の方はご相談ください)	<ul style="list-style-type: none">・ 居所申請申出書 (窓口に様式があります)・ それぞれの理由を証明するもの

★未成年の方は、申請書裏面に法定代理人の署名が必要ですが、申請書裏面に署名できない場合は、法定代理人の同意を旅券申請同意書にて提出することもできます。その場合、同意書とそれが郵送された時の封筒の両方を必ずお持ちください。

お問い合わせは、香川県パスポートセンター

087-825-5111 まで